



大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定

警察庁及び公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）は、大規模災害等が発生し多数の死者が生じた際、遺体の検視及び死体調査並びに身元確認（以下「検視等」という。）を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すため、相互の連携を強化し、協力体制を確保することの重要性を認識し、次のとおり協定を締結する。

第1条 警察庁及び日本医師会は、大規模災害等により多数の遺体の検視等を実施する必要があると認めるときは、速やかに、日本医師会の会員その他の医師（以下「医師」という。）を被災地域に派遣するための協議を開始する。

第2条 日本医師会は、警察庁との協議に基づき、速やかに医師を被災地域に派遣するとともに、必要な期間検視及び死体調査への立会い、身元確認並びに検案等の業務に従事させる。

第3条 警察庁は、第2条に定める被災地域における業務が円滑に行われるよう、必要な便宜を図る。

第4条 警察庁及び日本医師会は、被災地域における検視等の業務に関して問題が生じたときは、その解決のために緊密に協議する。

第5条 本協定に定めのない事項については、警察庁と日本医師会がその都度協議して定める。

第6条 本協定の実施に関する事務は、警察庁刑事局捜査第一課検視指導室及び日本医師会医事法・医療安全課において取り扱う。

第7条 本協定は、協定の締結の日から実施する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、警察庁及び日本医師会において各1通を保有する。

平成27年 7月 3日

警 察 庁 刑 事 局 長 三 浦 正 充

公益社団法人日本医師会会長 横 倉 義 武